

## 令和3年第9回可児市農業委員会総会議事録

開催日時	令和3年9月2日（木）午後1時40分から午後3時10分
開催場所	庁舎5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、 大澤 正幸、 中村 茂、 奥村 久光、 可児 博恭、 玉木 武義、 伊藤 卓、 樋口 孝男
農地利用最適化推進委員	佐橋 和弘、 鈴木 好則、 奥村 榮造
欠席を要請した農業委員・農地利用最適化推進委員	小林 司朗、 若尾 英夫、 奥村 武司、 奥村 富雄、 栗本 京治、 中根 章子、 熊澤 政行、 勝野 仁司、 奥村 廣二、 飯田 繁好、 奥村 松市、 三宅 静喜
事務局	課長 杉山尚示、係長 金澤 貴、主事 富田 将教
議案	第46号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第47号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第48号 農地法第5条第1項の規程による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第49号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第50号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について
議長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和3年第9回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、緊急事態宣言が発令されているため人数を制限した8名で、定足数に達しています。 また、推進委員の出席は3名です。
議長	これより、令和3年第9回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました、議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委員	【異議なしの声多数】
議長	それでは、2番大澤正幸委員、3番中村茂委員の両名を指名します。
議長	続きまして、日程第2、議案第46号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局	<p>日程第2、議案第46号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転3件、贈与による所有権移転1件の合計4件です。</p> <p>受付番号1番は、塩河の方と塩河の方との間における売買による所有権移転です。</p> <p>塩河地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。</p> <p>詳細については、資料のとおりです。</p> <p>受付番号2番は、大森の方と大森の方との間における売買による所有権移転です。</p> <p>大森地内において、譲受人は申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。</p> <p>詳細については、資料のとおりです。</p> <p>受付番号3番は、下恵土の方と羽崎の方との間における贈与による所有権移転です。</p> <p>羽崎地内において、譲受人は、申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとのことです。</p> <p>詳細については、資料のとおりです。</p> <p>贈与の理由は、申請地が自宅から離れており、管理が困難になったとのことです。</p> <p>受付番号4番は、瀬田の方と柿田の方との間における売買による所有権移転です。</p> <p>瀬田地内において、譲受人は、利用権設定で借りている申請地を取得するとのことです。</p> <p>詳細については、資料のとおりです。</p> <p>借入農地の取得になるため、経営面積の変更はありません。</p> <p>以上の各案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移転は妥当と考えます。</p>
議長	<p>只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。</p>
可児委員	<p>受付番号1番、塩河お願いします。</p> <p>農業委員7番の可児が報告します。</p> <p>現地を確認したところ、畑として耕作されていました。譲受人は近くに住んでおり、所有権移転の問題はないと考えます。</p>
議長 伊藤委員	<p>受付番号2番、大森お願いします。</p> <p>農業委員10番の伊藤が報告します。</p> <p>現在大豆を耕作しており、畑としての利用が見られ、問題ないと思います。</p>
議長 鈴木委員	<p>受付番号3番、羽崎お願いします。</p> <p>推進委員6番の鈴木が報告します。</p> <p>譲渡人は遠方に住んでおり、現在は稲作をされていますが、所有権移転とともに稲作を終えるそうです。農地を処分したいと考えていたところ、譲受人が申請地を取得し、作業効率の向上を図る土地とするそうで、問題ないと思います。</p>
議長 奥村(榮)委員	<p>受付番号4番、瀬田お願いします。</p> <p>推進委員8番の奥村が報告します。</p>

譲受人は瀬田地内に多くの土地を所有しており、利用権設定で借りている申請地を所有権移転によって取得するとのことで、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言がありました件につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

本案件について、許可することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、本案件は許可することに決しました。

余談ですが、先程鈴木推進委員が話された中で、農地の管理が困難で処分したいという話がありました。今後もそういった話が農業委員、推進委員にありましたら事務局としての対応をお願いします。

議長 続きまして、日程第3、議案第47号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第47号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について説明します。

今日は5件の申請があります。

受付番号1番は、土田の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

受付番号2番は、愛知県犬山市の方が農地転用の許可を求めるもので、西帷子地内で、貸資材置場の敷地にするとのことです。

立地基準は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設の石積みにより防ぐとのことです。

なお、昭和60年5月頃から資材置場・駐車場として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号3番は、塩河の方が農地転用の許可を求めるもので、塩河地内で、隣接地を一体利用して車庫・物置の敷地にするとのことです。

立地基準は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更ありません。周

辺に農地はありません。

なお、昭和 55 年 12 月頃から車庫・物置を建築して利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号 4 番は、広見の方が農地転用の許可を求めるもので、塩河地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのことです。

立地基準は、第 2 種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、既設の石積みにより防ぐとのことです。

なお、平成 7 年頃から住宅を建築して利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号 5 番は、中恵土の方が農地転用の許可を求めるもので、中恵土地内で、隣接地を一体利用して車庫の敷地にするとのことです。

立地基準は、第 2 種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更はなく、既設側溝により防ぐとのことです。

なお、平成 6 年頃から車庫を建築して利用しているため、経緯書が提出されています。

以上の各案件は、周辺への影響は十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長  
菱川委員

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、今渡については、私が説明します。

特に問題はないと思われませんが、申請地に接する道路に関して、申請地の部分だけ道路に出っばっている形になるが、行政でできる指導があれば進めていただきたいです。

議 長  
奥村(久)委員

受付番号 2 番、西帷子お願いします。

農業委員 5 番の奥村が報告します。

30 年ほど前から資材置場・駐車場として使用されており、始末書が提出されていますが、問題ないと思います。

議 長  
可児委員

受付番号 3 番、4 番塩河お願いします。

農業委員 7 番の可児が報告します。

受付番号 3 番は、かなり前から敷地一体が車庫・物置として使用されており、周辺農地への影響もなく、問題ないと思います。

受付番号 4 番は、住宅と一体化して庭として利用されています。現在、既に造成されており、始末書が提出されていますが、問題ないと思います。

議 長  
樋口委員

受付番号 5 番、中恵土お願いします。

農業委員 13 番の樋口が報告します。

平成6年頃から車庫として使用されており、始末書が提出されていますが、問題ないと思います。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

可児委員 受付番号4番で、登記地目が畑、現況地目が宅地となっていますが、問題はないですか。

事務局 農地法の許可を得ていない場所で、宅地となっていたため今回申請をいただいています。

菱川委員 受付番号4番で、「許可基準：第2-1-(1)-オ-(イ)」とはどういう意味ですか。

事務局 国から「農地法の運用について」という指針があり、その許可基準の頭文字を記載しています。

玉木委員 受付番号4番、5番のような是正をするのは、誰が申し出るのですか。

事務局 市から指導する場合もあれば、申請者の事情により申し出があることもあります。

議長 他にご質問はありませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

委員 本案件について、許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、本案件は許可相当として市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第4、議案第48号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第4、議案第48号、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転に伴う農地転用許可申請の内容について説明します。

今回の申請の内訳は、売買による所有権移転で2件取り下げがあり11件、使用貸借権の設定が4件、の合計15件です。

受付番号1番は、川合北の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

なお、平成20年頃から駐車場として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号2番は、川合の方と岐南町の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、川合地内で、隣接地を一体利用して2区画に宅地分譲するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号3番は、下恵土の方と下恵土の方が、売買による所有権移転で、転用許可を求めめるものです。

転用事業者は、下恵土地内で、隣接地を一体利用して庭、駐車場を整備するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号4番は、取り下げです。

受付番号5番は、土田の方と土田の方が、使用貸借権の設定で、転用許可を求めめるものです。

転用事業者は、土田地内で、農家住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。

なお、申請地は令和3年8月17日付けで農振除外されています。

受付番号6番は、取り下げです。

受付番号7番は、愛知県犬山市の方と愛知県小牧市の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めめるものです。

転用事業者は、西帷子地内で、隣接地を一体利用して資材置場を整備するとのことです。

立地基準は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

始末書の提出の指示を出し、提出を待っている状態です。

受付番号8番は、室原の方と土岐市の方が、使用貸借権の設定で、転用許可を求めめるものです。

転用事業者は、室原地内で、一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

なお、昭和62年頃から農業用倉庫を建築して利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号9番は、下切の方と下切の方が、使用貸借権の設定で、転用許可を求めめるものです。

転用事業者は、下切地内で、隣接地を一体利用して駐車場・物置を設置するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック及びフェンスを設置することです。

なお、申請地は令和3年8月17日付けで農振除外されています。

受付番号10番は、瀬田の方外1名と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、2棟の分譲住宅を建築することです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

受付番号11番は、多治見市の方と瀬田の方が、使用貸借権の設定で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、瀬田地内で、一般個人住宅を建築することです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

なお、昭和年月日不詳から住宅を建築し利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号12番は、柿田の方と柿田の方が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、柿田地内で、一般個人住宅を建築することです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置することです。

なお、申請地は令和3年8月17日付けで農振除外されています。

受付番号13番は、愛知県稲沢市の方外1名と柿田の方が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、平貝戸地内で、一般個人住宅を建築することです。

立地基準は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないこととします。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置することです。

なお、申請地は令和3年8月17日付けで農振除外されています。

受付番号14番は、広見の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、広見地内で、駐車場を整備することです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号 15 番は、名古屋市の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、2棟の分譲住宅を建築するとのことです。

立地基準は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

なお、昭和 50 年 2 月頃から残土置場として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号 16 番は、名古屋市の方と中恵土の方が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、中恵土地内で、庭、物置の敷地にするとのことです。

立地基準は、第2種農地となります。

隣接する住宅敷地を拡張するものであり、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

隣接地に農地はありません。

なお、昭和 50 年 2 月頃から物置を設置し、庭として利用しているため、始末書が提出されています。

受付番号 17 番は、兼山の方と兼山の法人が、売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

転用事業者は、兼山地内で、駐車場を整備するとのことです。

立地基準は、第3種農地となります。

その他、一般基準等については資料のとおりです。

周辺に農地はありませんが、コンクリートブロックを設置するとのことです。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号 1 番、2 番、川合お願いします。

大澤委員 農業委員 2 番の大澤が報告します。

受付番号 1 番は、駐車場として利用されており、始末書が提出されていますが、問題ないと思います。

受付番号 2 番は、道路側溝、上下水も整備されており、問題ないと思います。

議長 受付番号 3 番、下恵土お願いします。

中村委員 農業委員 3 番の中村が報告します。

申請地の周辺に農地はなく、転用しても影響はありません。問題ないと思います。

議長 受付番号 5 番、土田お願いします。

佐橋委員 推進委員 2 番の佐橋が報告します。



もともと住宅が建築されていた場所であり、水道、公共下水道もあります。隣地所有者の同意もあるため、問題ないと思います。

議 長 受付番号7番、西帷子お願いします。

奥村(久)委員 農業委員5番の奥村が報告します。

譲渡人が現在住まれていない実家の周辺に、資材置場を造るもので、問題ないと思います。

議 長 受付番号8番、室原お願いします。

可児委員 農業委員7番の可児が報告します。

小屋が建っていましたが既に取り壊されており、排水も道路側溝に流すため、周辺農地に影響はなく、問題ないと思います。

議 長 受付番号9番、下切お願いします。

玉木委員 農業委員8番の玉木が報告します。

北側はコンクリートブロック壁があり、周辺農地への影響がなく、排水も道路側溝に流すため、問題ないと思います。

議 長 受付番号10番から13番、瀬田、柿田、平貝戸お願いします。

奥村(榮)委員 推進委員8番の奥村が報告します。

受付番号10番は、周辺農地に影響はなく、問題ないと思います。

受付番号11番は、60年以上前から住宅が建設されており、今回新たに住宅を建て直すそうです。今まで住宅が建っていたので、周辺農地に影響はなく、問題ないと思います。

受付番号12番は、周辺農地に影響はなく、問題ないと思います。

受付番号13番は、用水路の取り入れ口が申請地の南側にあり、農水管付け替えとなっているため、問題ないと思います。一般個人住宅にしては申請の面積が広いと思われるので、上限等があるならば、教えていただきたい。

議 長 受付番号14番から17番、広見、中恵土、兼山お願いします。

樋口委員 農業委員13番の樋口が報告します。

受付番号14番は、申請地の北側の道路が狭いかと思いましたが、周辺に駐車場がいくつかあり、問題ないと思います。

受付番号15番、16番は、東側道路に上下水が通っており、道路側溝もあるため問題ないと思います。

受付番号17番は、周辺に農地はなく、南北の道路も十分な広さがあります。申請地西側に側溝もあり雨水に関しても、問題ないと思います。

議 長 受付番号13番について、質問がありましたので、事務局よろしくお願いします。

事務局 上限面積の目安として、500㎡程度というのはあります。しかし、申請面積を利用する理由がはっきりとしていれば、妥当であると判断することもあります。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

玉木委員 受付番号14番の転用事業者は、他にもいくつか駐車場があり、土地の買い占めを行っているようにも見えるが、その点に関しては大丈夫か。

事務局 駐車場には必要な台数の根拠を示してもらっていて、今回は職員が増えるからという

理由で妥当と考えました。

中村委員 受付番号17番で、資料には雨水排水は自然浸透と記載していますが、先程の意見では側溝という話が出ていました。自然浸透で合っていますか。

事務局 土地利用計画図には自然浸透との明記があります。

中村委員 本当に自然浸透で処理できますか。

樋口委員 舗装はされないので、自然浸透になります。それでも超える分に関しては、側溝に流れていくと思います。

中村委員 自然浸透は道路面より低い場所であるのが普通だと思いますが、今回の申請地は隣地の側溝と高さと同じであるため、自然浸透という形にこだわる必要がないと思います。道路側溝でいいのでは。

事務局 申請者にその旨を打診して、変更していただきます。

大澤委員 受付番号12番で、申請地の北側は以前3条の申請が出ていたが、譲受人は同じ方ですか。

事務局 同じ方です。

樋口委員 受付番号14番で、隣地の宅地との間に10～15cmほどの水路がありました。コンクリート張りなどをして、草が生えないように指導していただくようお願いします。

事務局 承知しました。

議長 他にご質問はありませんか。

委員 【質疑なしの声多数】

議長 ご意見もないようですので、お諮りをします。

委員 本案件について、許可相当として市に進達することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数】

議長 異議ないものと認め、本案件は、許可相当として市に進達することに決しました。

議長 続きまして、日程第5、議案第49号、土地現況確認申請書（非農地）の承認についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第5、議案第49号、土地現況確認申請書（非農地）の承認について、内容を説明させていただきます。

今日は、2件の申請があります。

受付番号1番は、愛知県犬山市の方が所有する西帷子地内の畑です。

該当農地は、昭和20年頃まで耕作していましたが、昭和25年頃から山林化し、現在に至るとのことです。

受付番号2番は、今の方が所有する今地内の畑です。

該当農地は、昭和年月日不詳まで耕作していましたが、昭和年月日不詳から山林化し、現在に至るとのことです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

委員 受付番号1番、西帷子お願いします。

奥村(久)委員 農業委員5番の奥村が報告します。

議 長 30年以上前から竹林のような現況となっており、非農地として問題ないと思います。  
 玉木委員 受付番号2番、今お願いします。  
 農業委員8番の玉木が報告します。  
 大木が茂っており、非農地として問題ないと思います。  
 議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はござい  
 せんか。  
 委員 【質疑なしの声多数】  
 議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
 本案件について、承認することにご異議ございませんか。  
 委員 【異議なしの声多数】  
 議 長 異議ないものと認め、本案件は承認することに決しました。  
 議 長 続きまして、日程第6、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
 による農用地利用集積計画に対する決定についてを議題といたします。  
 それでは、事務局に説明を求めます。  
 事務局 日程第6、議案第50号、農業経営基盤強化促進法第18号第1項の規定による農用地  
 利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。  
 申請は2件です。  
 受付番号1番は、久々利の方と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権  
 の設定です。  
 久々利地内の、該当農地について令和6年9月までの3年間、利用集積を図るもので  
 す。  
 受付番号2番は、広見の方と土田の法人との間での再設定の解除条件付使用貸借権の  
 設定です。  
 広見地内の、該当農地について令和6年9月までの3年間、利用集積を図るものです。  
 議 長 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませ  
 んか。  
 委員 【質疑なしの声多数】  
 議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。  
 本案件について、これを承認し、市に報告することにご異議ございませんか。  
 委員 【異議なしの声多数】  
 議 長 異議ないものと認め、これを承認し、市に報告することに決しました。  
 以上を持ちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。  
 議 長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いし  
 ます。  
 事務局 それでは、報告及び連絡事項について事務局から説明いたします。  
 はじめに、農地の適正管理の8月指導分について報告します。  
 別添資料1をご覧ください。(件数は8件)

近隣の耕作者・住民等から農業委員会事務局に苦情が寄せられた農地です。  
農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。  
次に農地の形状変更届出の8月届出分についてです。

別添資料2をご覧ください。(件数は1件)

広見地内で農業用倉庫1件の届出がありました。

次に農業用施設の届出の8月届出分についてです。

別添資料3をご覧ください。(件数は2件)

塩河地内で農業用自動車車庫の届出1件と、塩地内で農業用倉庫の届出1件がありました。

続きまして、8月中に届出のありました農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について報告します。

今回は、7件の相続に伴う届出があり、田は19筆、5,374.00㎡、畑は8筆、7,765.00㎡で、田と畑の合計は27筆で、面積は13,139.00㎡でした。

それでは、今後の日程について説明します。

次回の現地確認は、9月30日の木曜日を予定しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から個別確認になることがあります。

また、令和3年度第10回農業委員会総会は、10月4日月曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

遊休農地調査ですが、10月4日を目処に提出していただきたいです。

オンラインで全国農業担い手サミットがありますので、興味のある方は9月10日までに事務局までご連絡をお願いします。

これもちまして、令和3年第9回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。  
委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦労様でございました。

議 長